

東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

改正	平成	4年	3月31日	条例第108号
	平成	6年	3月31日	条例第66号
	平成	7年	3月16日	条例第64号
	平成	8年	3月29日	条例第46号
	平成	12年	3月31日	条例第30号
	平成	17年	3月31日	条例第89号
	平成	17年	12月22日	条例第166号
	平成	24年	3月30日	条例第78号
	令和	2年	3月31日	条例第41号

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 浄化槽保守点検業者の登録(第3条—第15条)

第3章 雑則(第16条—第18条)

第4章 罰則(第19条—第21条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、市町村の存する区域において浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 浄化槽保守点検業 浄化槽の保守点検を行う事業をいう。
- 二 浄化槽保守点検業者 次条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。

第2章 浄化槽保守点検業者の登録

(登録)

第3条 浄化槽保守点検業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 営業所の名称及び所在地
- 三 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- 四 浄化槽保守点検業を営もうとする市町村ごとの区域（以下「営業区域」という。）の名称
- 五 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が担当する営業区域の名称

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が第6条第1項第一号から第六号までに該当しないことを誓約する書面
- 二 第10条第2項に規定する器具の明細を記載した書面
- 三 前二号に掲げるもののほか、東京都規則（以下「規則」という。）で定める書類（登録の実施等）

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者及び営業区域を管轄する市町村の長に通知しなければならない。

3 知事は、第1項に規定する浄化槽保守点検業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第6条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第4条の申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

二 第14条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

三 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第14条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

四 第14条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

五 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

七 第10条第1項又は第2項に規定する要件を欠く者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第7条 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第5条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があった場合に

準用する。

(廃業等の届出)

第8条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、その日（第二号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員
- 二 死亡した場合 その相続人
- 三 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- 四 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 五 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人

(登録の抹消)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、浄化槽保守点検業者登録簿から当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

- 一 前条の規定による届出があった場合（同条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。）
- 二 当該登録がその効力を失った場合

2 知事は、前項の規定により登録を抹消した場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を前条の規定により届出をした者又は当該浄化槽保守点検業者であった者及び営業区域であった区域を管轄する市町村の長に通知しなければならない。

(営業所の設置等)

第10条 浄化槽保守点検業者は、東京都の区域内に営業所を設置し、営業所ごとに浄化槽管理士を置かなければならない。

- 2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに、規則で定める器具を備えなければならない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、前2項の規定のいずれかに抵触する場合は、2週間以内に当該規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

(保守点検の実施)

第11条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又は浄化槽管理士の資格を有する浄化槽保守点検業者が、これを自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

- 2 浄化槽保守点検業者は、法第4条第7項に規定する浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その際、当該浄化槽について清掃が必要であると認められるときは、速やかにその旨を浄化槽管理者及び浄化槽管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあっては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。
- 3 浄化槽管理士は、その業務を行うときは、規則で定めるその身分を示す証明書を携帯

しなければならない。

(標識の掲示)

第12条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第13条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、営業所の業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第13条の2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能の向上を図るための研修の機会を、第3条第1項又は第3項の登録の有効期間内において1回以上確保しなければならない。

(登録の取消し等)

第14条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- 二 第6条第1項第一号、第三号又は第五号から第七号までのいずれかに該当することとなったとき。
- 三 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 法第12条第1項の勧告に従わず、情状が特に重いとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により処分をした場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を当該浄化槽保守点検業者及び営業区域又は営業区域であった区域を管轄する市町村の長に通知しなければならない。

(登録手数料)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める額の手数料を申請の際に納入しなければならない。

- 一 第3条第1項の規定により登録を受けようとする者 2万8千円
- 二 第3条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者 2万8千円

第3章 雑則

第16条 削除

(聴聞の方式の特例)

第17条 知事は、第14条第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

(委任)

第18条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- 一 第3条第1項又は第3項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
- 二 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けた者
- 三 第14条第1項の規定による命令に違反した者

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第3項の規定に違反して措置をとらなかった者
- 二 第11条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
- 三 第13条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から3月間は、第6条第1項の登録を受けなくても引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。

(東京都清掃条例の一部改正)

- 3 東京都清掃条例(昭和47年東京都条例第62号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(東京都清掃条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 略

(従前のし尿浄化槽清掃業の許可証の効力)

- 5 この条例の施行前に附則第3項の規定による改正前の東京都清掃条例(以下「清掃条例」という。)第55条第4項の規定によって交付されたし尿浄化槽清掃業の許可証は、

第3条第1項の規定により交付された浄化槽清掃業の許可証とみなす。

(罰則に関する経過措置)

- 6 この条例の施行前にした清掃条例第57条において準用する同条例第49条の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年条例第108号)

- 1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年条例第66号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年条例第64号)

この条例は、東京都行政手続条例(平成6年東京都条例第142号)の施行の日から施行する。

(施行の日 平成7年4月1日)

附 則 (平成8年条例第46号)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の登録及び施行日以後に有効期間が満了となる登録の更新の登録に係る有効期間について適用し、施行日前の登録及び施行日前に有効期間が満了となる登録の更新の登録に係る有効期間については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年条例第30号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第89号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項第五号及び第六号の改正規定は、民法の一部を改正する法律(平成16年法律第147号)の施行の日から施行する。

(施行の日 平成17年4月1日)

附 則 (平成17年条例第166号)

- 1 この条例は、平成18年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第78号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第41号）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第13条の2の規定は、この条例による改正前の東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項又は第3項の登録の有効期間の満了がこの条例の施行の日から令和3年3月31日までの間にある浄化槽保守点検業者については、当該登録の有効期間の満了の日までの間は、適用しない。